

監査報告書

令和8年5月28 日

学校法人仙台育英学園

理事長 加藤雄彦 殿

学校法人仙台育英学園

監 事

浅野 憲隆



監 事

菅原 義明



監 事

吉野 幸信



私たち監事は、私立学校法第52条第1号及び寄附行為第29条第1項第1号に基づき、令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の学校法人仙台育英学園の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況について監査を行いました。その方法及び結果について、私立学校法第52条第3号及び寄附行為第29条第1項第2号に基づき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会及び評議員会その他の重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本法人の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして私立学校法施行規則第13条各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- (3) 会計監査人である「新創監査法人」が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

【裏面に続く】

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告、計算関係書類並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告書は、法令及び寄附行為に従い、本法人の状況を正しく示しており、本法人の業務に関する決定及び執行は適切であると認めます。
- ② 理事の業務執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- ③ 内部統制体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人「新創監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。